

# えりも町障害福祉サービス利用者交通費助成事業のお知らせ

- ① 障がいのある方が、町外で障害福祉サービスを利用した際の交通費の一部を助成しています。
- ② 北海道立子ども総合医療・療育センター（通称：コドモックル）を利用した際の交通費の一部を助成しています。

## 1. 助成の対象者・申請できる方

- ① えりも町に住民票のある方で、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方またはその保護者
- ② えりも町に住民票のある方で、医学的にコドモックルでの定期的・継続的な治療や訓練が必要と認められた児童がコドモックルを利用した場合、その保護者

## 2. 助成の範囲（対象となるサービス）

- ① えりも町外の「指定及びみなし指定障害福祉サービス事業所」において、法令で定められている障害福祉サービスのうち、次のサービスを利用した場合が助成の対象になります。

ア.障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					イ.児童福祉法	
生活介護	短期入所	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援	児童発達支援	放課後等 デイサービス

ただし、サービス事業所による送迎サービス等（町内発着の場合）を利用した場合や、えりも町の利用者送迎事業（日交ハイヤー(株)委託事業）を利用した場合は、対象外です。

## 3. 助成額

- ① 助成額は、障害福祉サービスの利用1日につき、以下の表に定める額とします。

施設所在地 又は発着地	様似町	浦河町 広尾町	新ひだか町三石 大樹町	新ひだか町静内 幕別町忠類	左記以遠の 日高管内 ・十勝管内	左記以外 の地域
交通費助成額	200円	400円	600円	800円	1,000円	2,000円

※短期入所（ショートステイ）利用時は、入所日と退所日の2日を対象とします。

※サービス事業所から近隣町まで送迎サービス等がある場合は、送迎サービス等の発着地の助成額とします。（例：浦河の事業所が様似まで送迎サービスを実施し、様似で乗降している場合など）

- ② コドモックルは、保護者が対象児童を伴って通院等した場合、1日につき2,000円を助成します。入院の場合は、入院日と退院日の2日を対象とします。

## 4. 申請方法・申請期間

サービス事業所に申請書の証明欄を記入してもらい、利用月の翌月から起算して6か月以内に役場

- ④ 番窓口で申請してください。

**えりも町役場保健福祉課障がい福祉係 ☎2-4888**

本件についてご不明な点がございましたら、上記担当までお問い合わせください。